

RoadManager 損傷検知 データ利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アーバンエックステクノロジー（以下「事業者」といいます。）が提供する道路管理者向けアプリケーション「RoadManager 損傷検知」によるサービス（以下「本サービス」といい、第 2 条で定義します。）に関して、事業者が本サービスを利用する方（事業者から本サービスの利用の許諾を受けた方及びその方から再許諾を受けて利用する方を含み、以下「ユーザー」といいます。）から取得するデータの利用についての諸条件を定めるものです。ユーザーは、本規約に同意したうえで、本規約の定めに従って本サービスを利用するものとし、ユーザーは、本サービスを利用することにより本規約に同意したものとみなされます。

（定義）

第 1 条 本規約において用いる用語の定義は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 本ソフトウェアとは、道路点検 AI ソフトウェア「RoadManager 損傷検知」及びウェブダッシュボードをいいます。
- (2) 本アプリとは、本ソフトウェアが搭載されたスマートフォン専用アプリケーションをいいます。
- (3) 本サービスとは、本ソフトウェア及び本アプリを使用して実行することにより利用可能な「RoadManager 損傷検知」のサービスをいいます。
- (4) 本仕様とは、本ソフトウェア及び本アプリの内容、稼働環境、その他本ソフトウェアが充足すべき条件として、事業者が別途定めるサービス利用申込書に記載される仕様をいいます。
- (5) 本データとは、本アプリにより、特定のサーバー環境（以下「本サーバー」といいます。）にアップロードされる情報をいいます。
- (6) 利用端末とは、本サービスで用いるために本アプリをインストールしたスマートフォンをいいます。

（本データの種類）

第 2 条 本サービスにおいて、事業者が、利用端末から取得する情報の内容、利用目的及び取得方法は、以下の表のとおりです。

内容	利用目的	取得方法
①利用端末の ID	<ul style="list-style-type: none">・利用端末と取得したデータとを関連付けるため・利用端末の使用状況の把握その他本サービスの運営に必要な管理を行うため	自動又は手動（利用端末と本サーバーの通信時、随時取得）
②利用端末内の写真情報	<ul style="list-style-type: none">・当該情報に対して保存及び加工等の一切の処理を行い、本ソフトウェアにおいてユーザーに提供するため	自動（道路損傷を検出した時点、又は連続撮影機能利用時は一定間隔で本サーバーに自動送信）又は手動

	・本ソフトウェアの改良及び開発のため	
③利用端末の位置情報	・当該情報に対して保存及び加工等の一切の処理を行い、本ソフトウェアにおいてユーザーに提供するため ・本ソフトウェアの改良及び開発のため	自動（基地局やアクセスポイントを利用した端末のおおよその位置情報及び GPS による。）又は手動
④その他利用端末内のセンサー情報（ジャイロ、振動計、加速度その他の利用端末内のセンサーで検知した情報）	・当該情報に対して保存及び加工等の一切の処理を行い、本ソフトウェアにおいてユーザーに提供するため ・本ソフトウェアの改良及び開発のため	自動（アプリケーション立ち上げ後、利用端末の位置情報と連動して送信）又は手動
⑤本アプリによる判定結果	・当該情報に対して保存及び加工等の一切の処理を行い、本ソフトウェアにおいてユーザーに提供するため	自動又は手動

（本データに関する権利）

第 3 条

1. 本データの複製権、公衆送信権、翻訳権、翻案権等の全ての著作権その他の著作権法上の権利は、ユーザーに留保されますが、ユーザーは、事業者及び事業者が別途指定する者を含むあらゆる人及び法人に対し、無償で、本データの利用（複製、複写、改変、翻案、二次的著作物の利用、次条の規定による利用その他のあらゆる利用及び第三者へのサブライセンスを含みます。）を永久に許諾し、著作権その他の知的財産（知的財産基本法 2 条 1 項で規定されるものをいいます。）に関する権利（著作権法 27 条及び 28 条に規定される原作者の権利並びに著作人格権を含みます。）を行使又は主張しないことに同意するものとします。なお、この利用の許諾及び権利を行使又は主張しないことへの同意は、理由を問わず、ユーザーの地位を喪失した後においても取り消すことができません。
2. ユーザーは、本サービス利用において、人物の登場する写真等、プライバシー又は肖像等の侵害に該当する可能性がある情報を撮影（自動手動の別を問わないものとします。）した場合、自らの責任において本ソフトウェア上から削除するものとします。なお、事業者は、ユーザーからの依頼であっても、取得されたデータを削除する義務を負いません。また、第三者から事業者に対して、本データに関する何らかの削除依頼があった場合、事業者が当該依頼への対応に要した費用については、事業者が当該依頼にかかるデータを撮影したユーザーに対して求償することができないものとします。

(本データの利用)

第 4 条 事業者及び事業者が別途指定する者は、本データを、個人を特定できない情報に加工した上、自ら又は第三者に提供し、データの集計・分析・ソフトウェアの機能向上・モデルの改善・結果の公表等に利用すること、その他個人情報の保護に関する法律に適合する方法により利用することができます。

(本規約の適用期間)

附 則

本規約は、2023 年 6 月 22 日から適用します。

2023 年 6 月 22 日改定